破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第５７号

愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字平塚183番地Ａ号

債務者　戸梶　光蔵

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
4　破産債権の届出期間　平成24年４月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１２号

山形県長井市五十川1136番地の４

債務者　手塚　善一

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　羽生田　智
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１８号

愛媛県松山市宮西１丁目３番27号　ダイアパレス宮西1102号

債務者　鈴木ちさと

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１７９号

大阪市北区中津３丁目４番35―303号

債務者　杉本　和彦

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝上　絢子
4　破産債権の届出期間　平成24年５月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５０号

名古屋市港区本宮町７丁目22番地

債務者　伊藤朋幸こと　伊藤　朋幸

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹之内智哉
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号

青森県むつ市金曲３丁目14番72号、住民票上の住所青森県むつ市大字奥内字金谷沢14番地２

債務者　北上　秋好

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂　正俊
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７８号

愛知県豊田市水源町２丁目22番地49　ツインハウスＡ―Ｂ号

債務者　佐野工業こと　佐野　健次

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本みさ紀
4　破産債権の届出期間　平成24年５月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月18日午後３時10分
6　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号

福井県坂井市三国町三国東３丁目６番23号　ロジュマンルネ２―101号

債務者　薮野　勇

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　円居愛一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４号

愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地

債務者　城岡　博壽

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１５号

愛媛県西宇和郡伊方町九町４番耕地741番地

債務者　小幡　紀子

1　決定年月日時　平成24年３月22日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１５１号

長野県上田市上田2057番地８

債務者　吉川京子こと　小島　京子

1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大野　薫
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第４１３号

愛知県知多市八幡字平井156番地の２　アルカディア知多406

債務者　里脇　清美

1　決定年月日時　平成24年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月26日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号

金沢市額谷１丁目64番地１　メゾン高木202号、従前の住所石川県白山市河内町きりの里73番地

債務者　小橋　良一

1　決定年月日時　平成24年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長澤　裕子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年６月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２号

山口県防府市大字植松13番地の１　セイバリー・コートＢ棟204号室

債務者　平田　正一

1　決定年月日時　平成24年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　武志
4　破産債権の届出期間　平成24年４月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所民事部破産係